工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公 布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第4号

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 瀬戸市個人情報保護条例施行規則(平成6年瀬戸市規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前								
(電磁的記録の開示の実施の方法)	(電磁的記録の開示の実施の方法)								
第10条 次の各号に掲げる電磁的記録について	第10条 次の各号に掲げる電磁的記録について								
の条例第26条第1項の規則で定める方法は、	の条例第26条第1項の規則で定める方法は、								
それぞれ当該各号に定める方法とする。	それぞれ当該各号に定める方法とする。								
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>								
(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く	(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。								
) 次に掲げる方法) 次に掲げる方法								
ア 当該電磁的記録を日本産業規格 A 列3番	ア 当該電磁的記録を日本工業規格 A 列 3 番								
(以下「A3判」という。) 以下の大きさ	(以下「A3判」という。) 以下の大きさ								
の用紙に出力したものの閲覧	の用紙に出力したものの閲覧								
イからオまで <省略>	イからオまで <省略>								
別表(第11条関係)	別表(第11条関係)								
区分 費用負担の額	区分 費用負担の額								
写し 乾式複写 <u>A 3判</u> 以内の大きさの用紙	写し 乾式複写 <u>日本工業規格A列3番(以</u>								
の作 機により を使用する場合 1枚につ	の作 機により <u>下「A3判」という。)</u> 以								
成に 写しを作 き10円	成に 写しを作 内の大きさの用紙を使用す								
要す。成する場	要す 成する場 る場合 1枚につき10円								

る費	合	<u>日本産業規格</u> A列2番(以	る費	合	<u>日本工業規格</u> A列2番(以
用		下「A2判」という。)の	用		下「A2判」という。)の
		大きさの用紙を使用する場			大きさの用紙を使用する場
		合 1枚につき100円			合 1枚につき100円
		<u>日本産業規格</u> A列1番(以			<u>日本工業規格</u> A列1番(以
		下「A1判」という。)の			下「A1判」という。)の
		大きさの用紙を使用する場			大きさの用紙を使用する場
		合 1枚につき150円			合 1枚につき150円
		<u>日本産業規格</u> A列0番の大			<u>日本工業規格</u> A列0番の大
		きさの用紙を使用する場合			きさの用紙を使用する場合
		1枚につき200円			1枚につき200円
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<省略>		<省略>			

(瀬戸市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 瀬戸市情報公開条例施行規則 (平成13年瀬戸市規則第1号) の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前			
(電磁的記録の開示の実施の方法)	(電磁的記録の開示の実施の方法)			
第8条 次の各号に掲げる電磁的記録についての	第8条 次の各号に掲げる電磁的記録についての			
条例第16条第1項の規則で定める方法は、そ	条例第16条第1項の規則で定める方法は、そ			
れぞれ当該各号に定める方法とする。	れぞれ当該各号に定める方法とする。			
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>			
(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。	(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。			
) 次に掲げる方法) 次に掲げる方法			
ア 当該電磁的記録を日本産業規格 A列3番	ア 当該電磁的記録を日本工業規格 A列3番			
(以下「A3判」という。)以下の大きさ	(以下「A3判」という。) 以下の大きさ			
の用紙に出力したものの閲覧	の用紙に出力したものの閲覧			
イからオまで <省略>	イからオまで <省略>			
別表(<u>第9条</u> 関係)	別表(<u>第6条</u> 関係)			

区分		費用負担の額	区分	費用負担の額	
写し	乾式複写	<省略>	写し	乾式複写	<省略>
の作	機により	日本産業規格A列2番(以	の作	機により	日本工業規格A列2番(以
成に	写しを作	下「A2判」という。)の	成に	写しを作	下「A2判」という。)の
要す	成する場	大きさの用紙を使用したと	要す	成する場	大きさの用紙を使用したと
る費	合	き 1枚につき100円	る費	合	き 1枚につき100円
用		日本産業規格A列1番(以	用		日本工業規格A列1番(以
		下「A1判」という。)の			下「A1判」という。)の
		大きさの用紙を使用したと			大きさの用紙を使用したと
		き 1枚につき150円			き 1枚につき150円
		<u>日本産業規格</u> A列0番の大			<u>日本工業規格</u> A列0番の大
		きさの用紙を使用したとき			きさの用紙を使用したとき
		1枚につき200円			1枚につき200円
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<省略>		<省略>			

附則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。